

令和7年度 加古川市障害者就労施設等からの 物品等の調達推進を図るための方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、令和7年度における、加古川市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市のすべての部局とする。

3 調達を推進する物品等

障害者就労施設等が提供する物品等とする。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等から優先的に調達する物品等の調達目標は、次のとおりとする。

令和7年度 物品等全体の調達目標額	20,500千円
物品の調達目標額	550千円
役務の調達目標額	20,000千円

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等の情報提供

発注の円滑化を図るため、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供を行う。

(2) 隨意契約による調達

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行う。

6 調達に当たり、留意すべき事

物品等の調達においては、以下の点に留意するものとする。

(1) 調達の可能性の検討

物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。

(2) 計画的な発注

物品等の発注は、障害者就労施設等からの調達に配慮した納期の設定及び発注量に努めるものとする。

(3) 障害者就労施設等に対する情報提供

物品等の調達に際しては、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について丁寧に説明するよう努めるものとする。

7 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、年度終了後、遅滞なく概要を取りまとめ、公表するものとする。

8 調達方針に基づく担当窓口

調達方針に基づく担当窓口は、障がい者支援課とする。